

四日市市自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第9号

四日市市自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走電子決済投票実施規則（平成30年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の保護） 第37条 市長は、加入者の情報であつて個人に関するものについて、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるほか、<u>同法及び関係法令</u>における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を<u>講じるものとする。</u></p>	<p>（個人情報の保護） 第37条 市長は、加入者の情報であつて個人に関するものについて、<u>四日市市個人情報保護条例</u>（平成11年四日市市条例第25号）の規定によるほか、<u>同条例</u>における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を<u>講じなければならない。</u></p>

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（商工農水部けいりん事業課）